

日本知財学会第 10 回年次学術研究発表会 セッションレポート

<p>1. 作成者</p>	<p>知財 PeCo 井上博之（ナブテスコ株式会社 技術本部 知的財産部） 山田浩忠（ダイキン工業株式会社 法務コンプライアンス知財センター）</p>
<p>2. テーマ</p>	<p>コンテンツ・マネジメント分科会セッション 「リーチサイトおよびストレージサイトにおける インターネット上の知的財産侵害に関する実態調査報告」</p>
<p>3. レポート</p>	<p>1. 実態報告 リーチサイトは、侵害コンテンツを保存するストレージサーバにユーザを誘導する窓口となり、システムが自動的にクロールする検索型と、サイト管理者がコンテンツを収集しインディックス付与等を行うまとめ型に大別（検索型：42 サイト、まとめ型：571 サイトを調査により特定）される。この「まとめ」は、曜日毎のアーカイブ、リンク切れ報告の受付など違法性が想起される機能を有する。ストレージサーバには報償プログラムがあり、これはコンテンツのダウンロードの回数により、コンテンツのアップロード者へ、報奨金が支払われる。サイト収益は広告により、大手企業の広告も散見される。この要因は、企業がどのようなサーバに広告が掲載されるか十分把握できていない事による。</p> <p>2. リーチサイト問題における法的対応とその課題 リーチサイトの著作権侵害（直接、間接）は通常のリックサイトへの影響もあり問えない見解もあるが、リーチサイトは通常のリックサイトと明らかな差異（侵害コンテンツへの誘導機能）がある。リーチサイト内のサムネイル表示は、複製権、公衆送信権の侵害といえるが、削除・復活が容易である。間接侵害の様々な証拠収集は有効とも考えられるが、その具体性は検討課題である。</p> <p>3. リーチサイトに対する実務的対応とその課題 侵害対策部署は各社とも有するが十分な体制といえない。直接的対応は、違法性の高い機能の停止、リンクやコンテンツ削除の要請であり、間接的対応は、ブログ事業者へ直接リンクの禁止、広告代理店や決済事業者への協力要請がある。また、警察対応、ライセンスマネタイズ契約、法的リテラシー向上のサポート体制も必要と考える。課題として、サイト連絡者が不明、サイト規約なし、削除後に復活など、特にストレージサイトでは報償プログラムが問題である。</p>